



2017年8月23日

各 位

会社名 株式会社 バイカレント・コンサルティング  
代表者名 代表取締役社長 阿部 義之  
(コード番号:6532 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役管理本部長 中村 公亮  
(TEL 03 - 5501 - 0151)

## 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、下記のとおり、2017年8月3日付で訴訟を提起され、2017年8月23日に東京地方裁判所から訴状の送達を受けましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟が提起された年月日及び裁判所

- (1) 訴訟が提起された年月日 : 2017年8月3日 (訴状送達日: 2017年8月23日)
- (2) 訴訟が提起された裁判所 : 東京地方裁判所

#### 2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称 : フューチャー株式会社  
所在地 : 東京都品川区大崎一丁目2番2号  
代表者の役職・氏名 : 代表取締役 金丸 恭文
- (2) 名称 : フューチャーアーキテクト株式会社  
所在地 : 東京都品川区大崎一丁目2番2号  
代表者の役職・氏名 : 代表取締役 東 裕二

#### 3. 訴訟を提起された者

当社及び当社従業員

#### 4. 訴訟が提起されるに至った経緯

フューチャー株式会社及びフューチャーアーキテクト株式会社(以下「原告ら」といいます。)は、原告ら元従業員(現在、当社従業員であるため以下「当該従業員A」といいます。)が、原告ら在籍中に当社と雇用契約を締結し、原告らから職務上付与されていたアクセス権限により営業秘密を取得したこと等による損害、及び、当社が当該従業員Aを採用したことにより新たな従業員の雇い入れ、

教育費用発生等による損害が生じたと主張して、当社及び当該従業員Aに対し、不正競争防止法等に基づく損害賠償請求等を求める民事訴訟を提起してきたものです。

#### 5. 訴訟の内容

(1) 訴訟の内容：不正競争防止法等に基づく差止め等及び損害賠償請求

(2) 請求金額：

- ① 当該従業員Aと当社に対し、当該従業員Aが営業機密を取得したこと等による損害として、当該従業員Aと当社が連帯して、原告らそれぞれ5,500万円
- ② 当社に対し、当社が当該従業員Aを採用したことにより、新たな従業員の雇い入れ、教育費用発生等による損害として、原告らそれぞれ2,750万円

#### 6. 今後の見通し

当社といたしましては、原告らが主張する不正競争防止法等に抵触する行為は行っていないという認識であり、裁判で粛々と当社の正当性を明らかにする所存です。

今後の業績に与える影響は現時点では軽微であると認識しておりますが、業績への影響が見込まれる場合には速やかに情報開示を致します。

以 上